
農村滞在型余暇活動機能整備計画

(あびらグリーン・ツーリズム推進計画)

平成30年4月1日現在



北海道 安平町

平成30年4月

目 次

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1. 農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区の区域
 - (1) 農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区の区域の範囲
2. 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項
 - (1) 整備地区に関する方針
 - ① 地区の現況
 - ② 農業の現状と課題
 - ③ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況
 - (2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針
 - ① グリーン・ツーリズムの課題
 - ② あびらグリーン・ツーリズムの推進方針
 - ア あびらグリーン・ツーリズム受入体制の充実と人材育成
 - イ 安平町への交流人口拡大に向けた事業（交流）の展開
 - ウ 回遊・交流ステーション拠点施設における情報の発信
 - ③ 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項
 - ① 整備地区の土地利用の基本的な方針
 - ② 土地利用の方針
 - ア 良好な農村景観の維持・形成
 - イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全と利用
 - ③ 土地利用に関する協定の活用
 - (4) 農作業体験施設等の整備に関する事項
 - (5) その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項
 - ① 人材育成と確保
 - ② 地産地消の積極的な推進

第3章 その他必要な事項

1. 普及宣伝の推進
2. 都市住民との連携交流の推進について
3. 他の市町村との連携活動の推進
4. 支援体制の整備

【参 考 資 料】

- 土地利用計画図（A1～A4） 安平町追分地区
- 土地利用計画図（A5～A8） 安平町早来地区

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

安平町は、軽種馬生産地とチーズ工場発祥の地として全国的にも酪農の草分けとして知られた「早来町」と、鉄道の町として発展し、アサヒメロンで知られる「追分町」が、平成18年3月27日に合併して誕生した町です。

苫小牧圏の北東部に位置し、人口は約8,300人、面積は237.16km²、札幌市から50km以内の道央圏に位置し、新千歳空港及び苫小牧港のダブルポートからも近く、道央と道東を結ぶJR石勝線と北海道横断自動車道が通るなど、交通の便に恵まれた良好な環境にあり、都市と国内外の都市と農村の交流を図る上でも適した位置にある道内有数のマチです。

本町は、北東部に夕張山脈の支脈に連なる小高い波状形丘陵地帯、北西部に安平山を主峰とする馬追小丘陵の余脈が千歳界沿いに走ります。シアピアヌプリを水源とする安平川がマチの中央部を縦貫し、その安平川や支流の流域に沿って水田地帯を形成し、そこから徐々に緩やかな丘陵地への広がりをみせています。また、南部は湿地帯である勇払原野に隣接しています。

その土壌は、樽前系の火山灰土（黒ボク土（早来地区）・淡色黒ボク土（追分地区））にほとんどが覆われ、安平川流域沿いに沖積・低地土（灰色低地土・グライ土）が分布しており、気候は、夏期と晩秋から初冬に降水時期が集中し、積雪は30～50cm（東部山間50～80cm）と北海道では比較的少ない地域に属しています。

こうした地勢や気象といった自然条件を生かしながら、水稻、畑作、酪農、肉牛、軽種馬を中心とする土地利用型農業と特産品であるアサヒメロン、アスパラガス（ホワイト、グリーン）を代表とした高収益型農業を組み合わせた多様で複合的な生産構造による農業経営が展開されています。

道内屈指の要衝地としての地の利と地域特性に応じた多様な農業展開がされていますが、今後、更なる農業・農村の総合的な振興や活性化を進めていくためには、農業と食品製造業や流通業、観光などの関連産業が結びついた農商工連携による6次化の取り組みをするとともに、都市住民等にゆとりと安らぎを提供する場として、安平町の美しく豊かな自然や、歴史・風土、伝統文化や多様な農業生産活動を生かした農村滞在型余暇活動の円滑な推進を図ることが非常に重要です。

このため、安平町における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関しては、農用地の有効利用と、農商工の連携を図りつつ、農業・農村の総合的な振興を図る観点から積極的に農村滞在型余暇活動「安平型グリーン・ツーリズム」の推進を図り、併せて第2次安平町総合計画、安平町まち・ひと・しごと総合戦略に基づき回遊・交流の仕組みづくりを行い交流人口の拡大と地域の活性化を図ることを目的として本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

□ 第2次安平町総合計画（平成29年3月策定）

- 施策分野Ⅲ 基本施策4 公民連携による回遊・交流事業の促進

□ 安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 回遊・交流【地域の観光資源を活用した回遊・交流の仕組みづくり】

□ 第2次安平町農業・農村振興計画

- 施策Ⅱ 住みたい農村

3. 計画の期間

- 平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

第2章 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1. 農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区の区域

(1) 農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区の区域の範囲

農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区（以下「整備地区」という。）の区域の範囲は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58条）第6条第1項により指定された安平町農業振興地域の区域内の全ての区域を、その範囲とします。

なお、この地区の一部は、都市計画法第7条第3項に基づき指定された「市街化調整区域」であるため、市街化を抑制すべき区域であります。次の理由により整備区域に含めるものです。

○ 整備地区の区域

整備地区の区域		うち都市計画法第7条の規定による市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）
A	追分旭、追分向陽、追分美園、追分春日 追分緑が丘の一部、追分弥生、追分豊栄 追分青葉の一部 ※安平町農業振興地域の全域	
B	早来瑞穂、安平、東早来、早来緑丘、 早来守田、早来北進、早来富岡、 酪農、早来北町の一部、早来新栄、遠浅、 早来源武 ※安平町農業振興地域の全域	早来瑞穂、安平、東早来、早来緑丘、 早来守田、早来北進、早来富岡、酪農 早来北町の一部、早来新栄、 遠浅、早来源武

○ 市街化調整区域を整備地区に含める理由

整備地区の一部は市街化調整区域であるため、市街化を抑制すべき区域であります。農村滞在型余暇活動の機能整備により、市街化を促進するおそれがないことや、隣接する市街地住民の農業、農村に対する理解を深めるために果たす役割が大きいことから、市街化調整区域における整備計画を定めるものです。

2. 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

(1) 整備地区に関する現況

① 土地利用の現況

本地区における土地利用状況については、合併後大きな変化はなく、また農用地の面積についても横ばい状況にあり、農用地の利用区分は畑作物が約7割を占めています。

○ 農用地等の面積

単位：ha

農用地	採草放牧地	混牧林地	農業用地 施設用地	計	森林・ 原野等
6,151	433	1,022	107	7,713	1,196

※ 平成28年12月現在の状況

② 農業の現状と課題

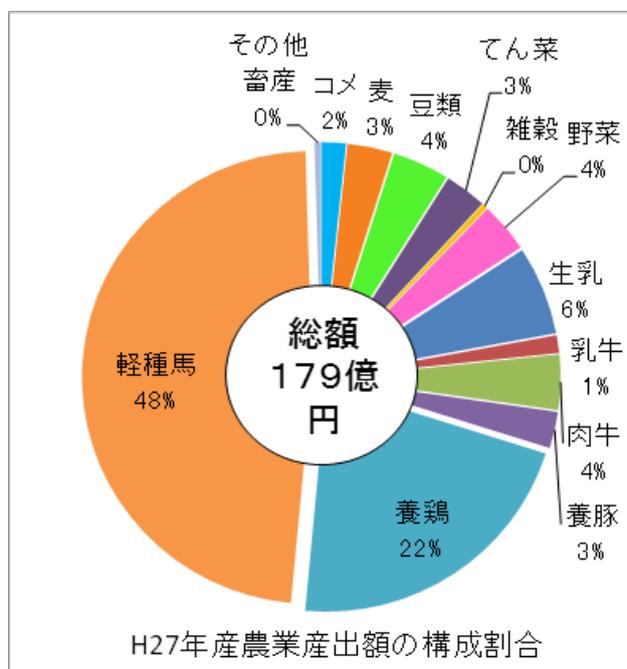
本地区の農業は、日本競馬会を牽引する軽種馬産地であるとともに、北海道における本格的なチーズ生産工場発祥の地を支えてきた、酪農業や畜産業、麦・大豆・ナタネなどの畑作を中心にアサヒメロン、アスパラ、有機農業などの地域の特性を活かした多種多様な作物が生産されています。

平成27年度の算出額は約179億円（推計）で、軽種馬は約86億円と全体の48%、養鶏は約39億円と全体の約22%、これらを除く畜産部門としては26億円と全体の14%、農政部門の合計は約28億円と全体の16%となっています。

地域の特産品としては、高品質のアサヒメロンが代表として挙げられ、生産戸数も増加傾向にあり、更なる期待と関心を寄せております。また、日本のチーズ工場発祥の地の歴史と伝統が継承され製造されるカマンベールチーズも多くのチーズファンを魅了しています。

当町は札幌市から約50km、千歳市、苫小牧市に隣接し、札幌、千歳、苫小牧、旭川、帯広と道内の主要都市への分岐点でもあり、空港、鉄道、高速道路が交差する交通の要衝地であり、その立地条件の良さから首都圏や道内は札幌市を中心とした都市住民の入込客が増加し、地元の産直野菜が購入できる直売所が増加、乗馬体験や体験農業の受け皿となり得る農家戸数も増加傾向にあります。

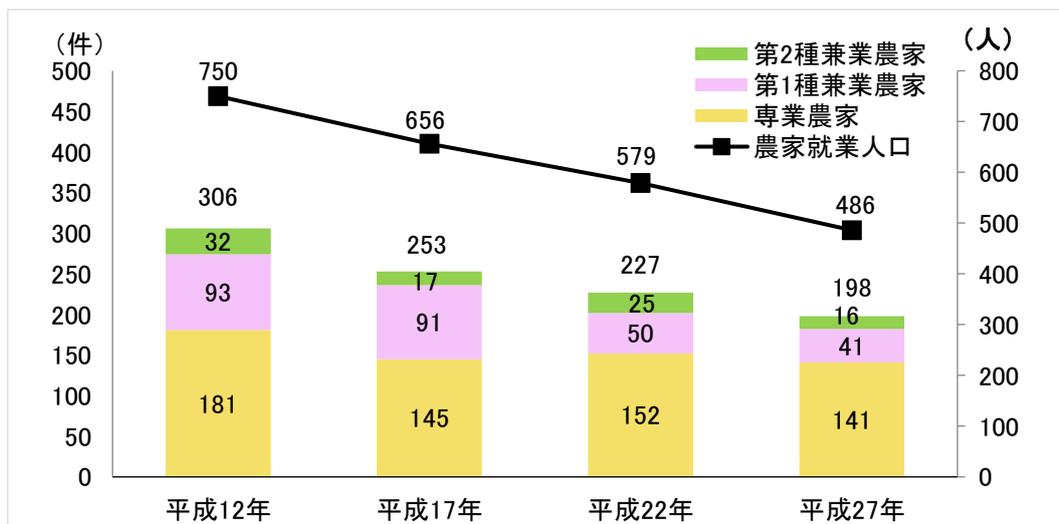
一方では、農産物価格の低迷等により、農業所得が伸び悩んでいる一面もあり更に高齢化や後継者不足等から農家就業人口が減少する傾向にあるため、新たな対応が必要となります。



<H27年産出額(千円)>

区分	金額	割合
コメ	302,586	2%
麦	565,917	3%
豆類	714,526	4%
てん菜	527,085	3%
雑穀	65,996	0%
野菜	638,740	4%
生乳	1,131,974	6%
乳牛	223,839	1%
肉牛	703,394	4%
養豚	464,097	3%
養鶏	3,860,000	22%
軽種馬	8,590,000	48%
その他畜産	83,000	0%
合計	17,871,154	100%

※軽種馬と養鶏はH26年統計(農林水産省)



③ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況

本地区では、市民農園、農産物直売所の開設や農作物の収穫体験が出来る観光農園、景観作物「菜の花」の生産を中心とし、都市農村交流事業が行われています。また、有機農業生産者を中心とした加工品づくりやNPO法人「ココカラ」による地域資源を活用した地産地消の推進、食育教育なども活発に行われています。

このため、本地区への入込客数は増加傾向にあるが、都市住民が余暇活動を行う体験・交流施設や宿泊施設等が不足するなど不十分な状況にあり、今後新たな整備が必要となってきます。

○ 体験・観光施設等の状況

	体験農園(施設)・観光施設	飲食・直売施設	スポーツ・レクリエーション施設	宿泊施設	その他
グリーン・ツーリズム関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・イモ掘り体験 ・そば打ち ・メロン収穫 	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売所、直売施設 		<ul style="list-style-type: none"> ・無し 	
上記以外の関連施設等	市民農園	<ul style="list-style-type: none"> ・無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・パークゴルフ場(※農直あり2ヶ所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・無し 	

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

① グリーン・ツーリズムの課題

グリーン・ツーリズムの情報の集約・発信が一元化されていないことから、活動の展開や情報の発信が散発的であり、町内活動組織等の連携も出来ていない状況にあります。

都市と農村の交流を更に活性化させるためには、農産物直売所や農家体験と言った交流拠点のみならず、町内のグリーン・ツーリズムの情報を集約する拠点（道の駅や町内の回遊交流サテライト施設）を併せて整備していく必要があります。

滞在型グリーン・ツーリズムを展開するためには、拠点施設の確保や活動団体等の連携の推進、受入農家の理解と協力、情報の共有などを進めていく必要があります。

このためにも、田舎暮らしや農業体験等を実践できる条件整備をしていく必要があります。

② あびらグリーン・ツーリズムの推進方針

あびらグリーン・ツーリズムの推進については、都市住民等との交流を通じて本町の農業、農村地域の活性化を図り、併せて都市住民に対して農業を通じての余暇活動（「ゆとり」と「やすらぎ」の機会の提供）の場を提供します。

具体的には、現在町内で実施している通過型、単一目的型のグリーン・ツーリズムを、滞在型のグリーン・ツーリズムへと展開させていくことが必要であり、また、都市農村交流には町民の協力が不可欠となることから、住民との協働による推進を基本とし、町力を発揮したグリーン・ツーリズムを推進して、交流人口拡大を目指します。

これを進めていくため、次のように進めていくこととします。

ア あびらグリーン・ツーリズム受入体制の充実と人材育成

あびらグリーン・ツーリズムの受入体制の強化・充実については、既存の農産物直売所との連携を進めながら、(一社)あびら観光協会や農業生産者が実施している農業体験や交流事業の拡充を図るとともに、町民、農業生産者の連携から農業・農村体験の受入体制の確立と体験指導者となるインストラクター育成・確保を図ります。

また、都市住民の多様なニーズに対応していくため、回遊・交流ステーション拠点施設の整備により交流人口拡大に向けた体制を確立していきます。

イ 安平町への交流人口拡大に向けた事業（交流）の展開

単一目的型のグリーン・ツーリズムの受入拠点としての施設の整備・拡充から交流人口の拡大を図ります。

複数目的型、滞在型のグリーン・ツーリズムを展開するため、町内観光事業者、官民宿泊施設との連携、民泊受入農家の創出に向けた理解と協力体制を強化し、実行していく拠点施設の整備に努めていきます。

定住型のグリーン・ツーリズムを展開するため、新規就農希望者に対して農業・農村体験事業等を通じて町の魅力を知ってもらいながら、新規就農に係る支援を移住・定住施策と連動させていくこととします。

ウ 回遊・交流ステーション拠点施設における情報の発信

都市部と農村交流を拡大していくためには、地域内の連携が重要であるとともに、都市部から求められるトレンド、ニーズを地域として把握・集約に努め、都市部に対して安平町の情報発信を展開していきます。また、現在分散されている情報発信の一元化にも努めていく必要があります。

そのためには、町内4地域の拠点施設（回遊・交流ステーション）を情報のワンストップ窓口と位置づけ、地域連携のもと情報発信に努めていきます。

(3) 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

① 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農用地その他の農業資源の有する農産物の生産機能のほか、国土の保全や保健休養などの多面的な機能が十分発揮されるようにします。

また、農用地、農業施設用地、農業者の住宅用地、林地、水辺地等については、地域固有の農村景観に配慮し、良好な農村計画の確保に努め、都市計画の整合性を図りながら農村生活、農業体験等の余暇活動の場及び安平町を訪れる人に対して快適な環境を提供できるよう、土地利用の調整に努めます。

町内4地域の回遊・交流ステーションについては、営農、景観、地域環境に配慮し、安平町を訪れる来訪者（人）と地域住民（人）、人と資源を結びつける機能や利便性を考慮し整備に努めていきます。

② 土地利用の方針

ア 良好な農村景観の維持・形成

- 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効率的な利用を図るとともに、菜の花を中心とした景観形成作物の栽培、農道の環境整備を図ることにより良好な農村景観の維持形成に努めます。
- 農業施設用地については、騒音、悪臭等により周囲の環境を悪化させないように配慮します。
- 農業者の住宅用地においては、花壇の造成や生垣の植栽等により周囲の環境を悪化させないように配慮します。
- 林地については、農村景観の中心となる防風林の保全・管理、屋敷林の保全等を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努めます。
- 水辺地については、親水機能の整備や周囲の景観との調和に配慮した農業用排水路の維持管理を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努めます。

イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全と利用

- 農村滞在型余暇活動を提供するために継続的に農作業体験の用に供することが必要な農用地として、観光農園又は市民農園（以下「体験農用地」という。）を設けます。
- 体験農用地については、農作業体験の用に供するため、農用地等として適

切に保全し、その効率的利用を図るとともに、花木の栽培などにより良好な農村景観の維持・形成に努めます。

③ 土地利用に関する協定の活用

農村滞在型余暇活動に資するため、地域住民の合意に基づく土地利用に関する協定の活用を図ります。

協定においては、農用地の保全及び利用に関する事項を定めるとともに、農用地その他の農業資源の保健機能の増進に関する事項を定めます。

(4) 農作業体験施設等の整備に関する事項

本町における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し農業及び関連産業の振興を図るため、交流の拠点となる施設「回遊・交流ステーション」に、農産物の直売所、農産物の加工施設等の整備を進めるほか、更には農業体験が可能な施設の整備を進めていきます。

また、農業に対する理解の促進を図るため、都市住民が滞在するための農業体験研修施設や農家民宿等の宿泊施設を整備します。

こうした取り組みを進めていくため、地元農業者や商工業関係者等との連携と合意を図りながら密接な関係を築き上げ、農村滞在型余暇活動の内容の充実化を図っていきます。

○ 農作業体験施設等の整備計画

施設の種類	整備の位置	施設の機能	事業主体
回遊・交流促進施設	農業振興 地域全域	農産物直売所、農産物加工所、農作業体験提供施設、農家民宿、農家レストラン、観光情報・交流人口拡大案内窓口	安平町、農業者、農地所有適格法人又は農業団体等

(5) その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

① 人材育成と確保

グリーン・ツーリズムに積極的に取り組む地元農業者と連携し、サービス水準の向上と受入の担い手となる人材が不可欠であるため、その育成等に係る取り組みを展開していきます。

人材育成と確保については、喫緊の課題でもあるため次のとおり取り組みを定め実施していく事とします。

ア 農業・食育・加工体験

認定農業者、農産物直売所構成員、観光農園経営農業者、（一社）あびら観光協会等の協力の下、人材育成の環境整備と人員確保に努めていきます。

イ グリーン・ツーリズム体験

グリーン・ツーリズム体験を担う人員の確保を地域ボランティア、地域おこし協力隊の活用など様々な手法を用い人材の育成と確保に努めていきます。

② 地産地消の積極的な推進

農産物直売施設、農産物加工体験施設、農家民泊等の宿泊施設等で使用する農産物、食材については、地域農産物の積極的な利用、販売に努めることとします。

③ その他、グリーン・ツーリズムの推進に向けて

受入れ体制の強化として、グリーン・ツーリズム登録バンクの整備、農業者が提供する各種体験メニューの開発に対する支援、農家レストランや農家宿泊施設などのグリーン・ツーリズム施設の整備改修に対する支援などを行いながら、グリーン・ツーリズムを推進します。

第3章 その他必要な事項

1. 普及宣伝の推進

四季を通じての入込み客の確保を図るため、イベント等の企画を効果的に行うとともに、インターネットサービスを活用した情報発信や報道機関や旅行代理店など多様な機関を通じて働きかけを行い、誘客のための活動を積極的に展開します。

2. 都市住民との連携交流の推進

入込み客の安定的な確保を図るため、都市側への宣伝普及、誘客、行事等の実施や情報の交換等を行い入込客の増大に努めます。

3. 他の市町村との連携活動の推進

近隣市町村との連携により、都市住民への宣伝普及、誘客、行事等の実施や情報交換等を行い、入込み客の増加に努めます。

4. 支援体制の整備

町、農業委員会、とまこまい広域農業協同組合、土地改良区、商工会、（一社）あびら観光協会、農業改良普及センター等の農業関係機関・団体等と協力し農村滞在型余暇活動の機能の整備の円滑な推進を図ります。